

(別紙 2)

売り急ぎ防止支援事業業務規程

(平成 26 年 12 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 この業務規程は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）が集荷円滑化対策業務規程第 7 条に定める資金（以下「資金」という。）を活用して、米穀の売り急ぎを防止し、長期計画的に販売される令和 2 年産米（以下「令和 2 年産米」という。）に対する保管経費等を支援する事業に関する基本的事項を定め、もって、その業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 機構は、次条に規定する対象米穀について、出荷までの追加的な費用として、保管経費等を支払うものとする。

(対象米穀)

第 3 条 機構は、次の各号に定める要件の全てを満たす米穀を対象とする。

- 一 出荷団体等（国の経営所得安定対策等に参加した農業者、令和 2 年産米を集荷した集出荷業者又は当該集出荷業者の全国団体をいう。以下同じ。）が出荷した米穀であること。
 - 二 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）第 4 に定める戦略作物として取り扱う米穀等以外の米穀であること。
 - 三 需給事情からみて令和 3 年 10 月末までに販売することが困難な米穀として、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に長期計画的に出荷される米穀であること。
 - 四 品位等検査（農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 3 条の品位等検査をいう。）の結果、3 等以上に格付けされた米穀であること。
- 2 機構は、出荷団体等と需要者との取決め等によって、あらかじめ、前項第三号の規定による計画的な出荷がなされることを確認する。

(支援予定数量の申告)

第 4 条 機構は、出荷団体等から、前条第 2 項の取決め等を証する書類の写しを添付し、次表に定めるところにより、保管経費等の支払い対象となる数量（以下「支援予定数量」という。）を受け付けるものとする。

| 期 | 取決め等で出荷する時期 | 取決め等を行った期間 | 申告期限 |
|-----|----------------------------|---------------------------|------------|
| I | 令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで | 令和3年9月30日まで | 令和3年12月31日 |
| II | 令和4年4月1日から | 令和4年3月31日まで | 令和4年4月30日 |
| III | 令和4年10月31日まで | 令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで | 令和4年10月31日 |

2 機構は、必要があると認めるときは、前項の取決め等を行った期間以外であっても支援の対象として受け付けることができる。

(出荷実績の申告)

第5条 機構は、出荷団体等から、支援の対象となる月別出荷数量の実績の申告を、前条の表のI期については令和4年4月20日まで、II期及びIII期については令和4年11月20日まで受け付けるものとする。

(保管経費等)

第6条 機構は、申告の内容を確認した上で、次のとおり保管経費等を支払う。ただし、支援予定数量について、国等の行政機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除した額を支払うものとする。

(1) 保管及び金利に係る経費

- ・対象数量：第4条の規定による申告のあった取決め等を行った日の翌月から実際に出荷した月（以下「出荷月」という。）までの期間の数量とする。ただし、出荷月については、その出荷数量の2分の1を対象数量とする。
- ・保管単価：1ヶ月当たり624円/玄米トン（定額、4分の3相当。）とする。
- ・金利単価：1ヶ月当たり、支援予定数量に係る生産者への支払単価に当該支払いのために借入れた資金の金利の16分の1（12分の1（1ヶ月当たり金利）に4分の3（補助率）を乗じた係数）を乗じた額とする。
- ・複数年契約等加算：支援予定数量のうち、収穫前契約又は複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。）に係る米穀については、別に定める方法で算出される額を加算する。

(2) 集約経費：3,060円/玄米トン（定額、4分の3相当。）とする。

2 機構は、出荷団体等から、出荷を証する伝票等の写し（必要な場合には、これに加え、出荷先の受領証等）が添付された保管経費等の請求書を、第4条の表のI期については令和4年4月30日まで、II期及びIII期については令和4年11月30日まで受け付けるものとし、

当該請求書の提出があった場合に、前項の規定による保管経費等を支払うものとする。

3 機構は、事業の予算に不足が生じると認める場合は、支援の対象となる米穀の一部を保管経費等の支払対象数量に含めないことができる。

(経費の支払い)

第7条 機構は、前条の保管経費等を、第4条の表のⅠ期については令和4年5月31日までに、Ⅱ期及びⅢ期については令和4年12月31日までに支払うものとする。

(事業の運営原資)

第8条 機構は、資金を活用してこの事業を運営するものとし、事業に収益が生じた場合には、これを資金に繰り入れるものとする。

(その他)

第9条 この事業の実施に関する細目については、需給安定支援委員会の議を経て、理事長が決定するものとする。

附 則

この規程は、農林水産省生産局長の承認の日（平成26年12月19日）から施行する。

附 則（令和3年11月2日改正）

この規程は、農林水産省農産局長の承認の日（令和3年11月4日）から施行する。